

第4回日米文化教育会議の  
最終コミュニケ

1968年4月8日(ワシントン)

第1回日米文化教育会議が東京で開催されてから6年後、又池田総理及びケネディ大統領の決定に基づき、この一連の二国間討議が行なわれてからほぼ7年後、第4回会議がワシントンにおいて1968年4月3日より同8日まで開催された。当初2回の会議における文化問題に関する一般的討議の結果、第3回会議においては、相互理解における大学の役割に関し、討議が限定され、集中的に行なわれるにいたつたので、第4回会議は主として両国のより全般的な教育制度に関し討議することが適切となつた。日米両国が大衆教育においてともに世界で指導的な立場を有し、従つて取りくむべき問題も類似しており、本問題は特に有意義なものとなつた。従来 of 文化会議の実施中に育成された友好的な雰囲気は今次の第4回会議に

おける討議にとり極めて有益であつた。

### 先進社会における教育と開発

工業化と近代化の促進により、先進社会の教育制度が前例のない変革を迫られていることに注目し、本会議は現在日米両国の教育制度を特徴づけている経済的、構造的及び原理的な諸面を検討した。代表団は両国の教育制度の類似点並びに両国の環境的・歴史的特性を反映する相異点に留意した。両国において、教育は主要産業となり、経済全体における位置づけの評価が必要となつた。両国において、政府の行政的及び財政的役割は益々重要となり、政府の教育に対する関係の再検討を必要とするに至つた。両国に共通の問題の一つとして両国代表は、学生数の増大と教育に対する需要の増大、教育研究、教育技術及び原理を、急速に変化しつつある社会の要求に合致せしめてゆくことの困難性、現代社会の要求の変化により生ずる人的資源の余

剩及び不足と教育の關係などの点を指摘した。

私立教育機関に十分な援助を与えることは、両国にとり共通の問題である。これと対照的に、両国は、例えば、教育の民主化については異なつた方法でこの問題に取り組んできている。米国の複合的性格と日本の同質的性格及び両国それぞれの文化的遺産の相違は、両国をして異なる方法と解決策を選ぶに至らしめている。

他の相異点として、例えば、高等教育に対する初等・中等教育への重点の置きかたの度合いの違いなどが指摘された。しかしながら、このような相異点の研究は有益であり、また、両国はそれぞれ、相手国の教育制度を詳しく検討することにより、裨益されるものである点につき全般的に合意をみた。

従つて、會議は近い将来において実施すべき優先的活動として次の計画を勧告した。

(1) 全階程にわたる教育制度についての情報交

換

- (2) 教育行政官及び教員の交流の増大
- (3) 比較教育、教育計画及び教育技術に関する  
二国間共同研究、プロジェクトならびに第三  
国をも含めた研究、及び
- (4) 他国の教育発展に関する日米両国の経験の  
交換

### 全 般 的 検 討

---

会議は、次いで、日米両国間の文化及び教育交流の現状の全般的検討と将来重点が置かれるべき諸点の考察を行なつた。日米両国の相互的な重要性が益々増大してきている点、並びに学問の発展、生活の潤沢化及び両国間の相互理解の増進にとつて文化、教育交流が中心的価値を有することにかんがみ、会議は、太平洋を渡る学生、学者及び芸術家の数が引続き増加していることに、深い満足をもつて注目した。会議は、また、諸種の研究プロジェクトが、最近、両国政府の財政的援助と、米国の社会科学研究会議、

米国学術団体協議会及び日本学術振興会の共同  
賛助のもとに、発足したことにも、満足をもつ  
て注目した。

同時に、会議は、この交流がいまだその重要  
性に釣合つた水準に達していないことを指摘し  
た。この交流は余りにも一方的であると感じら  
れた。より多くの米国人が日本を訪問するとと  
もに、日本の学問研究及び文化的経験が、米国  
において、よりよく理解されるよう努力する必  
要がある。資金的裏付の欠如が、均衡のとれた  
十分な交流を阻害している大きな要因と認めら  
れた。この関係が双方の希望するとおりに維持、  
拡大されるためには、双方において新たに資金  
を求める必要がある。会議は、両国の言語及び  
文化的背景の相異から生じる相互理解に対する  
障壁がなお存在することにも、注意を喚起した。  
また、文化的遺産の相違に由来するこれら基本  
的な知的障壁を研究し、少なくするためには、  
共同の努力が必要であることが、特に指摘され  
た。

## 常設合同委員会の設置

採択された議題の線に沿つて日米両国の教育文化関係の現状の全面的検討と評価が行なわれた。会議参加者は、両国の教育及び文化生活における相互の利害関係および共通の問題の規模にかんがみ、日米両国の指導者による不断の掘下げた討議が必要であるとの結論に達した。本会議及び1962年以來の前3回の会議の経験、ならびに近代社会におけるこのような関係の重要性の増大は、この2年ごとの会議を継続実施し、且つこの会議の事業に一層恒久的な基礎を与える必要を示すものである。

従つて、会議は、第3回会議によつて設けられた暫定的姉妹委員会及び作業部会に代つて常設合同委員会が設置されるべきことを決議した。このような委員会は、文化及び教育の広範かつ多岐にわたる活動を調整する仕事に対してより多くの連続性を与え、又2年ごとの会議の第1次計画機関としての役割を果し得ると考えられ

た。

会議は次の決議を採択した。

#### 第4回日米文化教育会議決議

1968年4月8日

コロンビア地区ワシントンにて4月3日より  
8日まで開催された第4回日米文化教育  
会議の代表は、従前の会議において  
日米両国の教育及び文化関係に関する共通の  
諸問題について2国間で審議し、隔意なき討議  
を行なうことによつて、多大の成果を収めたこ  
とを認め、  
また、

上記代表は、両国間の教育及び文化関係が多  
岐にわたるものであることにかんがみ、定期的  
な検討及び評価を行なうこと、継続的な支持と  
奨励を与えること、ならびに、さらにいつそう  
恒常的、持続的な創意を必要としていることを  
考慮し、

また、

両国は、両国間の芸術的及び知的交流の途を  
引き続き発展させかつこれを十分活用すること  
を保証する共同の責任を有しているので、

また、

芸術および学問において自由な交流を妨げて  
いる現在の障壁を除去するための解決策を両国  
間で求めねばならないので、

この会議は、日本国総理大臣及び合衆国大統領  
に対し、両国政府が引き続き2年ごと  
に、且つ、両国で開催地を交替してこの会議を招  
集し、また、前回の会議によつて設立された双  
方の姉妹委員会及び作業部会に替えて、文化及  
び教育上の協力に関する単一の日米常設合同委  
員会を設立することを勧告することを決議し、

また、

文化及び教育上の協力に関する日米常設合同  
委員会は

(1) 今までの会議で行なわれた勧告を実施する



こと、

(ロ) 両国間の文化及び教育関係に関する活動を  
不断に検討すること、

(イ) 上記(ロ)の活動についての新たな創意及び分  
野を開発ならびに勧告すること、及び

(ニ) 将来の会議に対する計画を提出することを  
勧告し、

さらに、

この会議の共同議長が、常設合同委員会の  
規模、構成、運営方式、職員配置、その他の  
所要事項について、両国政府に検討を求める  
ために提出すべき具体的勧告を起草すること  
を目的とする両国代表による臨時委員会を指  
名することを勧告する。

## 特 定 必 要 事 項

設立が勧告された常設合同委員会において優先的に審議されるべき若干の特定の必要事項が指摘された。右は下記を含む。

一般的に学生、教員及び研究者の交流にあたり、社会科学、人文科学、芸術の役割を強化すべきこと。

社会科学の分野においても、自然科学の分野で多大の効果をもたらしたような共同研究活動を、さらに多く実施することを奨励すべきこと。

フルブライト計画に関し、現行の個人給費計画の継続を可能とし、また、できれば、さらにその活動を拡大して、共同研究プロジェクト、両国間セミナー及び会議を援助し、かつまた、より多数の学生及び学者に対してカウンセリング、オリエンテーション、語学考査等の補佐的役務を行ないうるよう、新たに追加資金源を見出すことが望ましいこと。

図書館の発展と文献の交換に関し、それぞれ

の相手国において出版された文献を収める一つ又はそれ以上の規模の大きい図書館の設立のため努力し、主として学部学生の勉学のための小規模な図書館を充実し、文献情報について、又、特に通常の商業的経路を通じては入手不可能な政府刊行物その他の文献の調達上の問題について、両国の図書館に援助を与える有効な情報交換所を設立し、共同作業による図書目録の作成を促進し、図書館専門家及び現職研修者を交換することが、両国それぞれにとつて望ましいこと。

つねに文化会議において最も重要と認められた日本人に対する英語教育に関し、現在行なわれている多くの真剣な努力に対し、常に検討を加える必要のあること。

米国人に対する日本語教育に関し、より多数の有能な教師を補充し、特に専門的分野における高等研究のための教材を考案し、また、日本における教育施設を改善及び拡大する必要のあ

ること。

翻訳及び抄訳に関し、特に社会科学の分野において、より多数の有能な翻訳者を確認し又は養成し、翻訳に対するより大きい資金援助を確保し、又、翻訳に値いする文献の識別について協力する必要があること。

芸術に関し、両国の伝統芸術及び現代芸術の鑑賞眼を高め、また、鑑賞の機会を増大させる必要があること。